

# かすみがうら市地域福祉活動計画

第 2 期

(平成30年度～平成34年度)

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり



かすみがうら市地域福祉活動計画策定委員会



社会福祉  
法人

かすみがうら市社会福祉協議会

## はじめに



近年、価値観の多様化や核家族化が進行し、地域の連帯感が希薄化した「無縁社会」が広がりを見せています。

個人主義が進み、私たちを取り巻く環境は複雑に変化しております。同時に社会問題として引きこもりや貧困、虐待問題などが複雑になり、今までの福祉サービスでは、解決できない状況も見られるようになっていきます。

本市においても例外ではなく、人口の減少や超高齢化が進む中、多くの課題を抱え、福祉のあり方を考える時期を迎え、課題解決に向けて新たな取り組みが必要と考えます。

このことから、地域における支え合いの仕組みづくりが必要となり、その実現のため社会資源や人的資源の活用など市民、公的機関、関係機関との連携を強化し地域の福祉力を高めなければなりません。

こうしたことから、本会では、「第1期かすみがうら市地域福祉活動計画」の改定時期を迎え、このたび、「第2期かすみがうら市地域福祉活動計画」を策定しました。

基本理念の「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」の実現のために、だれもが何らかの形で、地域の支え合い活動に関わることで、住み慣れた地域で笑顔で暮らせるようなまちの実現を目指して参ります。

市民の皆様の一層のご理解とご協力、そして地域福祉活動への積極的な参画をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提案をいただきました策定委員の皆様をはじめヒアリング調査にご協力をいただきました皆様に対して心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会

会 長 坪 井 透



## 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の期間	4
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の策定体制	7
第5節 第1期かすみがうら市地域福祉活動計画の振り返り	7
第6節 地域共生社会の実現に向けて	8
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	9
第1節 市の地域特性	11
第2節 地域福祉に関連する指標	12
第3節 地区社会福祉協議会活動の現状と課題	17
第4節 福祉団体の現状と課題	18
第3章 計画の基本理念・基本目標	23
第1節 計画のめざす思いやりのまちづくり	25
第2節 事業の体系	26
第4章 事業の展開	29
基本目標1 人を育み支えあいふれあいのあるまちづくり	31
基本目標2 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり	41
基本目標3 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり	46
第5章 計画の推進	51
1 計画の推進体制	53
2 計画の評価	53
資料	55
I 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	57
II 地域福祉活動計画策定委員名簿	59
III 計画策定の審議経過	60

◆ 社会福祉協議会の表記について

文章の構成上、読みやすさを優先し、略称である「社協」としている箇所があります。また、かすみがうら市についても「市」と表記してある箇所があります。

◆ 障害・障がいの表記について

法律用語は漢字、それ以外はひらがなで表記してあります。但し、アンケートについては、実施時の表記を優先してあります。

◇用語の説明

\*地区社協

かすみがうら市社会福祉協議会では、市内に8つの地区（旧千代田町地区は小学校区単位・旧霞ヶ浦町地区は旧小学校区単位）を拠点に活動している組織。地区内の区長・民生委員児童委員・ボランティア等地域の特性に合わせた人材で構成された地区委員のもとで、地域性を活かした社会福祉活動を推進しています。

\*福祉コミュニティ（ふくしコミュニティ）

地域住民間で「おたがいさま」の気持ちで助け合う、地域の中のつながり。地域住民の主体的な関心によって、援助を必要とする人にサービスを提供する地域共同体です。

\*福祉コミュニティ圏（ふくしコミュニティ圏）

福祉コミュニティが形成される範囲のこと。この計画の方針としては、本市包括ケアシステムで位置付けしている生活圏域(中学校単位)を福祉コミュニティ圏として形成することを目指しています。

\*インフォーマルサービス

家族をはじめ親族や友人、近隣の人々などによる個人的ボランティアが提供するサービスのことです。

\*フォーマルサービス

自治体や専門機関などが法律や制度により提供をする公的サービスのことです。

# 第1章

## 計画策定にあたって



## 第1節 計画策定の趣旨

平成12年に制定された社会福祉法に規定された事項に地域福祉計画の策定の取り組みについて市町村が積極的に策定することとされ、これに伴い、全国社会福祉協議会では「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」を取り決めています。

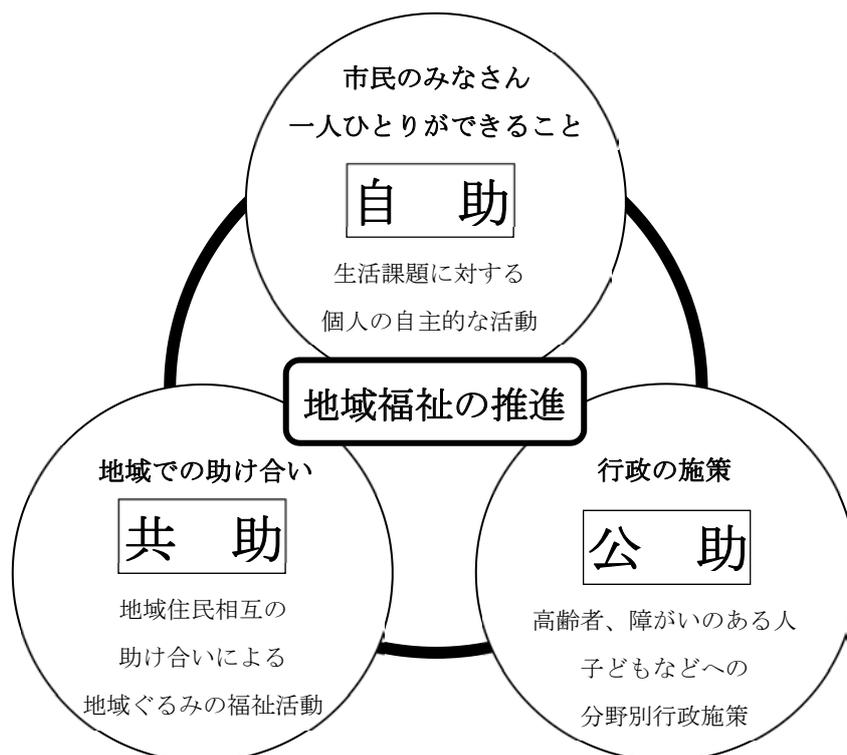
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第4条で「地域福祉の推進」を規定するとともに、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものです。

こうして、かすみがうら市では、平成20年度に地域福祉計画を策定し、平成25年度には計画の見直しを行っています。そしてこの地域福祉計画に基づいて、本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助（個人の努力）、共助（相互の助け合い）、公助（公的な制度）による地域福祉を推進しています。

本会においては、第1期地域福祉活動計画の策定から4年を経た現在、さらなる地域福祉の充実が必要と考えられます。全国的に超少子高齢化型人口減少社会が進行し、本市においても現状は同様であり今後訪れる超高齢化社会に向き合うために、市民の皆様の協力のもとに「地域共生社会」の実現を目指します。

このような中、かすみがうら市社会福祉協議会では、かすみがうら市地域福祉計画と整合性を図ることを基本に、かすみがうら市における地域福祉の取り組みと本会の行動計画を含んだ包括的な地域福祉の推進を目指します。

そうしたことから、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるための指針として、「第2期地域福祉活動計画」を策定いたします。



## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、中長期的展望を踏まえて平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

区 分	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度
地域福祉活動計画	➔				
	・事業管理	・事業管理 ・事業評価	・事業管理 ・事業評価	・事業管理 ・事業評価 ・次期計画策定	・事業管理 ・事業評価 ・次期計画策定
地域福祉計画	➔				

### \*地域福祉活動計画推進事業内容（事業管理・事業評価・次期計画策定）

- 必要に応じて、地域座談会の開催や事業の進捗状況の管理・評価を行います。  
(年1回程度)
- 地域福祉活動計画推進研究会において、計画の評価・見直しを行い、地域福祉活動計画推進委員会で計画全体の中間評価を行います。
- 進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しをしていきます。
- 次期計画策定の方針については、平成33年度・平成34年度の2ヶ年計画で、次期計画策定を実施出来るよう行政と連携し、地域福祉計画と合わせて、計画を策定していきます。

## 第3節 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会を含めて地域福祉を推進する住民及び事業者・各種団体等の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の活動・行動計画であり、地域福祉推進のための民間における中核組織として社会福祉協議会が策定することとなります。

本計画は、地域福祉事業推進の際の相互連携・協働の基本方針となるもので、高齢者、障がい児・者、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画であるかすみがうら市地域福祉計画と整合性を図ります。

## 1. 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画です。

また、住民参加のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動方を明らかにして、住民自身が地域で福祉活動を行うための計画です。

そして、住民一人ひとりが住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることができるように、地域で滞在化している多様な福祉課題の把握と課題解決に向けた地域の自主的な福祉活動を社協が支援するための具体的な取り組みを定めています。

## 2. 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針であるかすみがうら市総合計画の部門別計画としての性格を有し、本市の地域福祉の向上と市民参加の促進のために、本市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、行政・市民・地域・事業者等が協働し、地域住民が主体的に参加することにより、地域におけるさまざまな生活・福祉課題とそれに対応する必要なサービスの内容等を明らかにし、高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進する行政計画です。

## 3. 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、住民参加による福祉事業の発展と福祉のまちづくりを推進することを共通の理念として、ともに地域福祉を推進するための計画です。

そして、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりをめざすもので、両計画は、相互に独自の役割を果たしながら、地域福祉推進にあたり連動し、補完し合うために整合性を保持することが必要です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

# 市民参加による地域福祉の発展・福祉のまちづくりの推進

地域福祉推進の理念・方向性

地域の福祉課題・社会資源の状況

## 地域福祉活動計画

(住民活動・民間活動の分野)

連携

## かすみがうら市総合計画

### 地域福祉計画

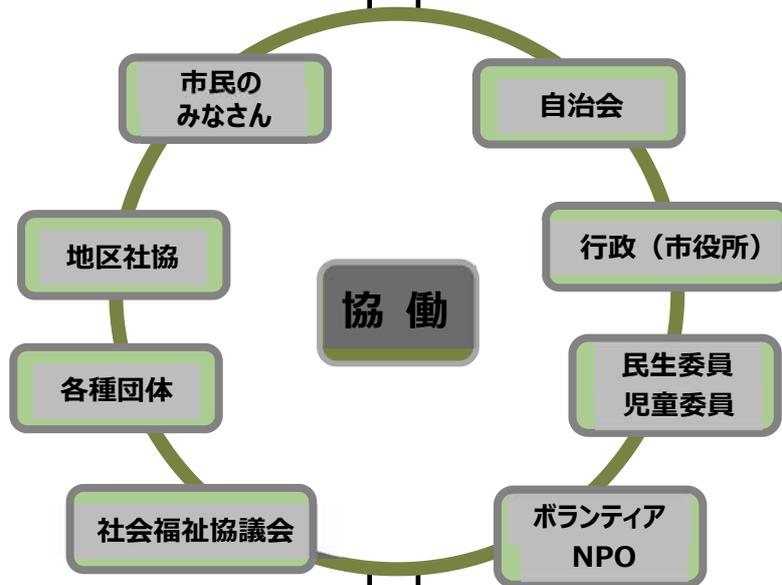
(行政施策)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

かすみがうら いきいき長寿プラン  
(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

健康かすみがうら21 (健康増進計画)

子ども・子育て支援事業計画  
(次世代育成支援地域行動計画)



地域福祉を推進している主な団体や民間事業者 (行政機関及び社会福祉協議会を除く)

- 民生委員児童委員協議会
- 自治会
- ボランティア・NPO
- 地域団体 (老人クラブ・障害者福祉会・手をつなぐ育成会・母子寡婦福祉会)
- 福祉サービス事業所 (高齢者福祉・障害福祉・児童福祉)
- 共同募金会

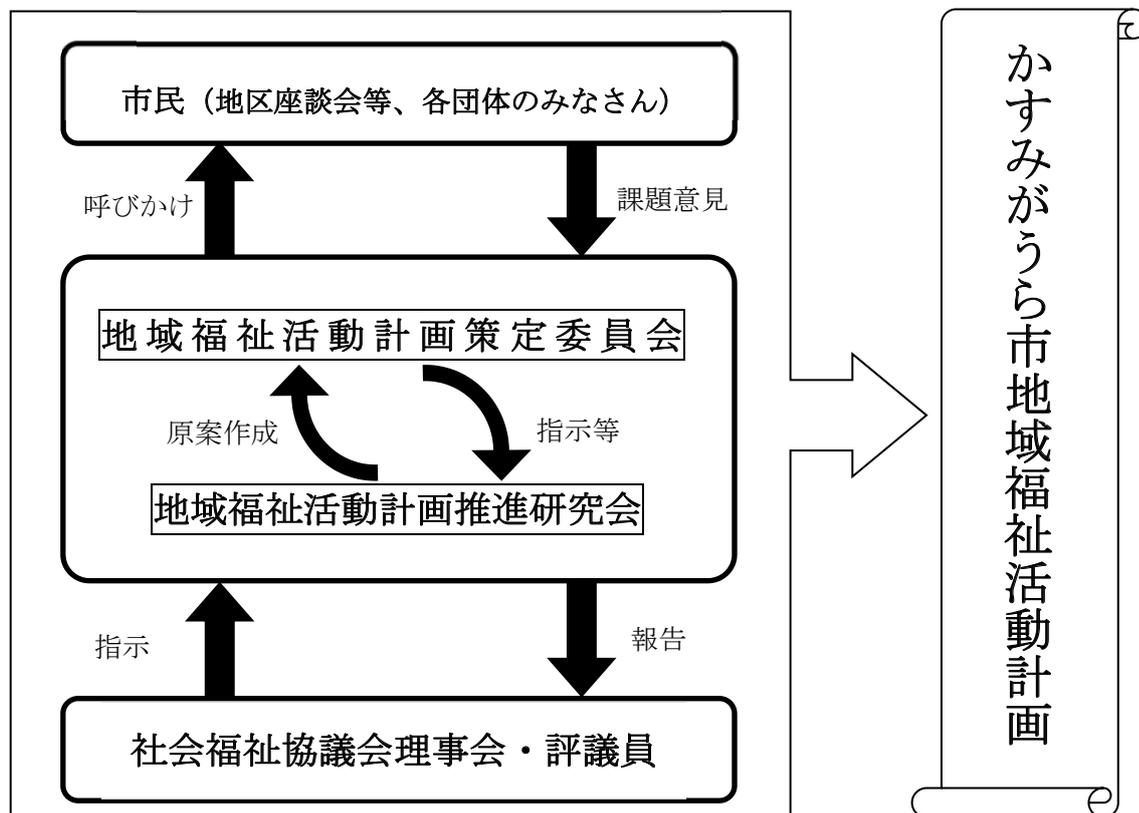
## 第4節 計画の策定体制

地域福祉活動計画は、かすみがうら市社会福祉協議会を事務局として、地域住民、福祉関係事業者・団体、行政、学識経験者等によるかすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会において立案をしました。

また、地域福祉活動計画の策定にあたっては、中学校区（千代田地区、下稲吉地区、霞ヶ浦地区）ごとに座談会を開催（平成26年度・平成27年度に実施）して、地域福祉に係るそれぞれの地域についての高齢者福祉・子育て支援・地域づくりについての意見をいただきました。

さらに、社会福祉協議会が事務局を担っている各団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会）からは活動に対する現状・課題や今後の計画などについて意向調査をさせていただき、計画策定の資料といたしました。

このような中で、地域福祉計画と整合性を図るとともに住民や福祉関係団体等のさまざまな意見を反映させることを念頭において、地域福祉活動計画を策定しました。



## 第5節 第1期かすみがうら市地域福祉活動計画の振り返り

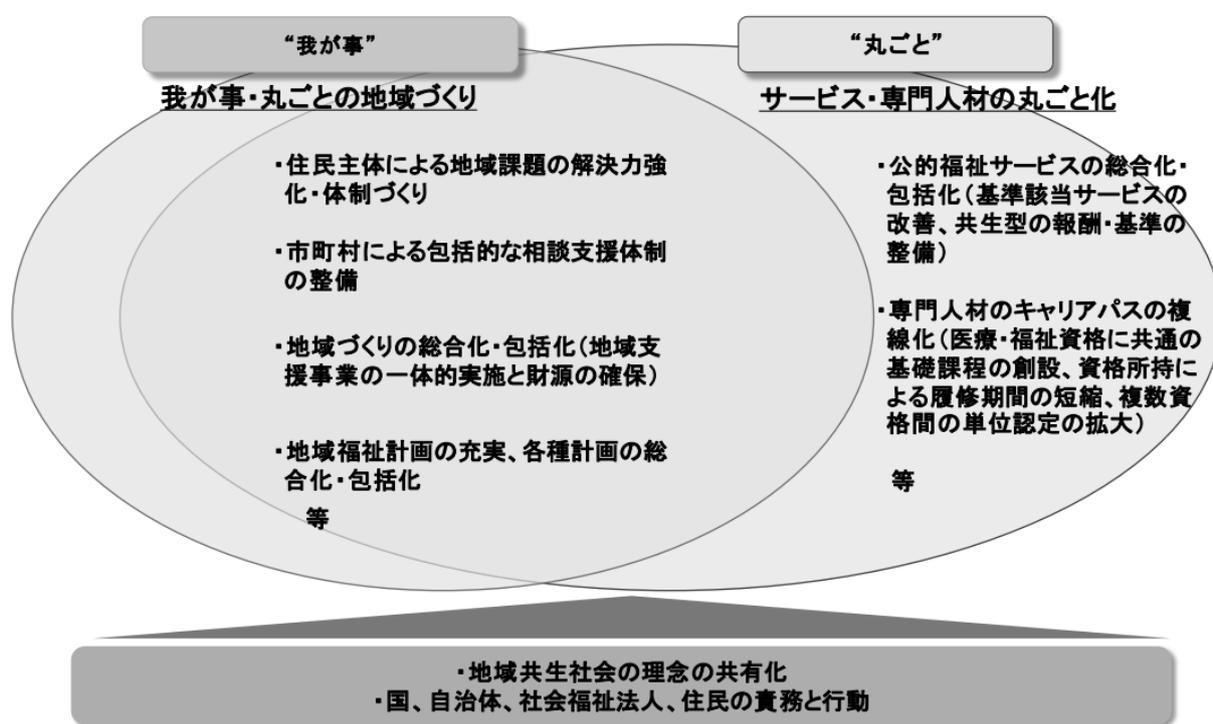
### 1. 第3期かすみがうら市地域福祉計画住民意識調査結果から住民意識の変化

第2期地域福祉計画策定時の調査状況と比較すると10代の回収率が極端に低いこと福祉に対する興味は前回とあまり変わらないことがわかりましたが、40代以降の回収率が高いことから、将来高齢者となった時の不安が見られると考えます。

## 第6節 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支えて」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

### 【地域共生社会実現の全体像イメージ】



\* 厚生労働省資料より抜粋

\*平成29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。これに伴い、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行することとされています。

目的は、少子高齢社会が進展していく中で、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や、制度の狭間の問題など、既存制度による解決が困難な課題に対応を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指した「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を整備することとしています。

# 第2章

## 地域福祉をめぐる 現状と課題

第1節・第2節は、かすみがうら市地域福祉計画から引用しています。



## 第1節 市の地域特性

### (1) 地理的特性

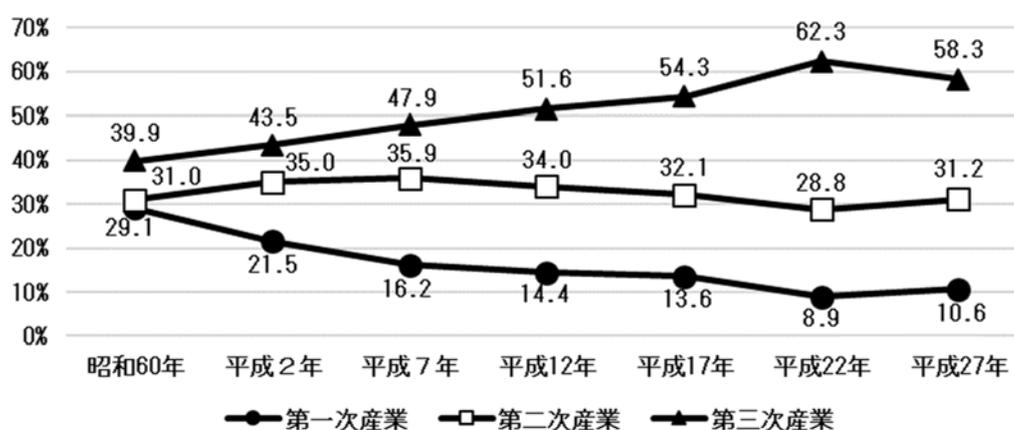
本市は、霞ヶ浦と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置する田園都市です。本市の大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有し、距離は南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、156.61km<sup>2</sup>（霞ヶ浦湖面を含む）となります。

台地には畑や平地林、低地には水田が広がり、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も行われています。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。

### (2) 産業

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業などの全国有数シェアを誇る農林水産業と、立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。産業別就業人口は、第三次産業の割合が5割を超えています。近年では第一次産業、第二次産業が減少しておりますが、平成27年には微増しています。

産業別就業人口



資料：国勢調査

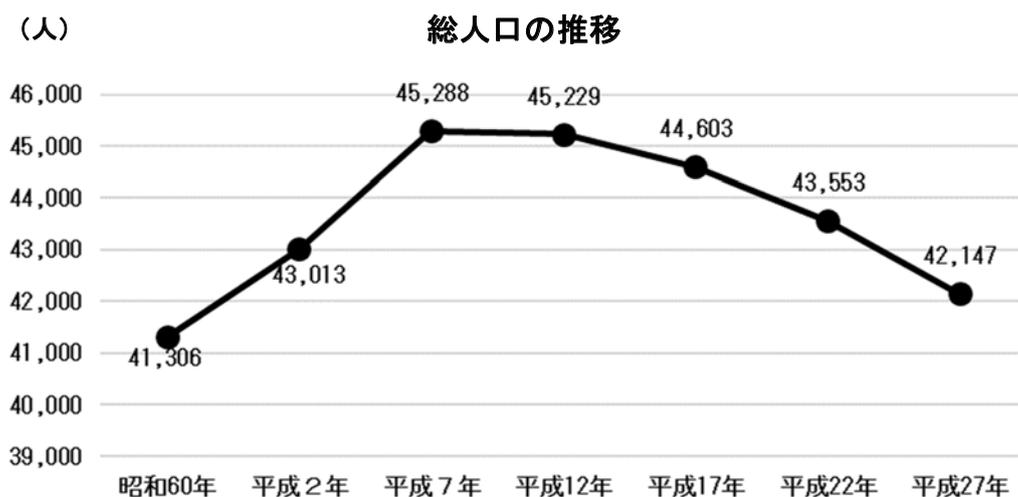
### (3) 公共交通機関

幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有しています。また、市内の主要道路には公共交通のバス路線があり、それらを補完するかたちで、デマンド型乗合タクシーが市内の各地域を巡回し、自宅と主な公共施設などを結んでいます。

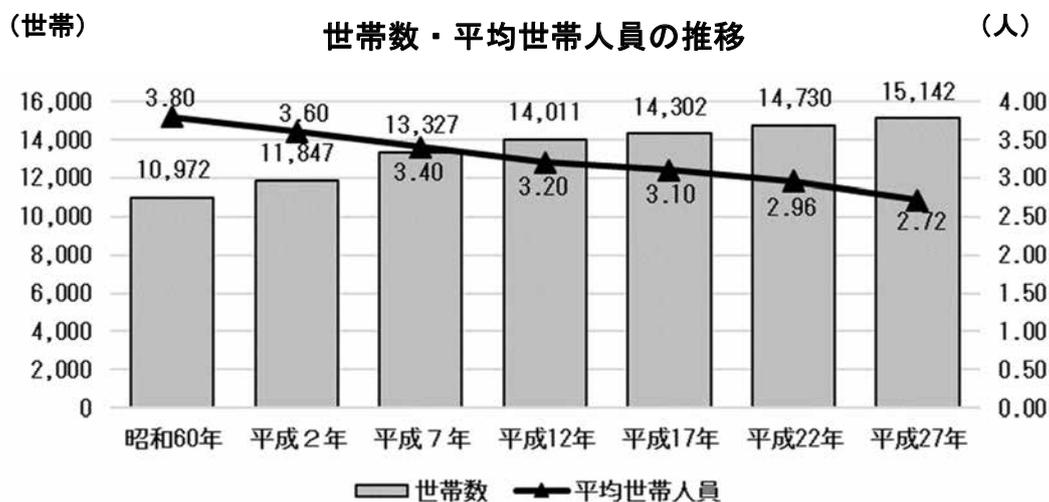
## 第2節 地域福祉に関する指標

### (1) 総人口・世帯数

国勢調査による本市の総人口は、平成7年以降は横ばいから減少傾向となっており、平成27年現在で42,147人となっています。また、世帯数は増加しているものの、平均世帯人員（1世帯あたりの人員）は年々減少しています。



資料：国勢調査

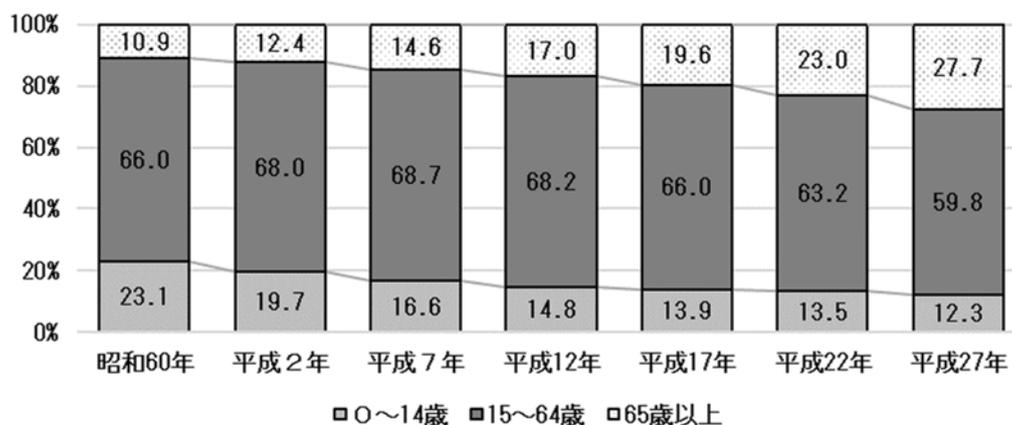


資料：国勢調査

## (2) 人口構成

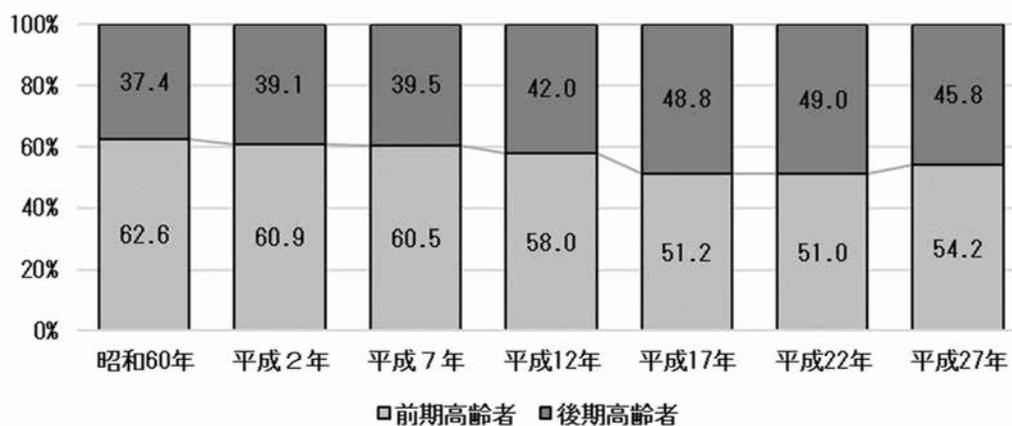
年齢3区分別の人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加し、少子高齢社会の進行が明らかとなっています。また、高齢者人口についてみると、平成27年には前期高齢者（65歳以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）の割合が変化し、今まで割合としては減少傾向にあった前期高齢者が増え、後期高齢者の割合が減っています。

### 年齢3区分別人口構成の推移



資料：国勢調査

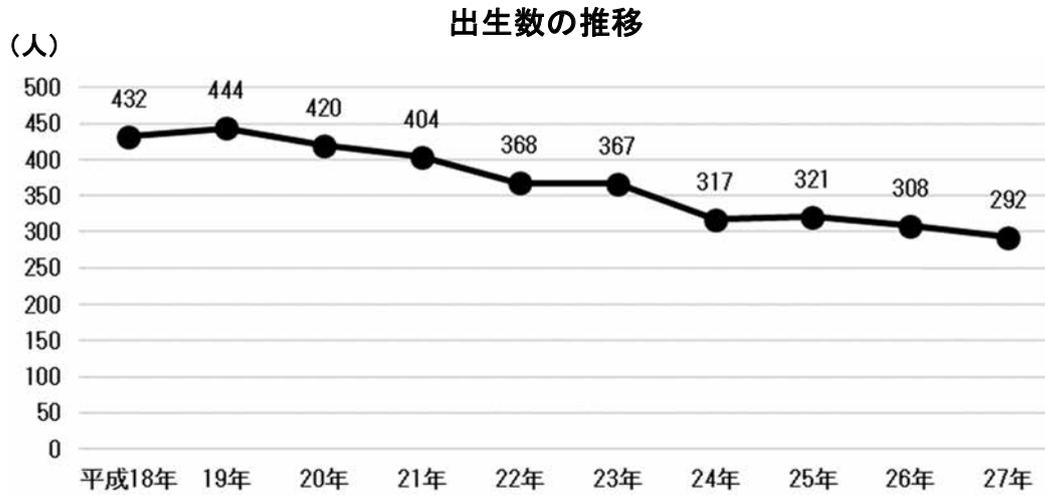
### 高齢者人口の内訳



資料：国勢調査

### (3) 出生数の推移

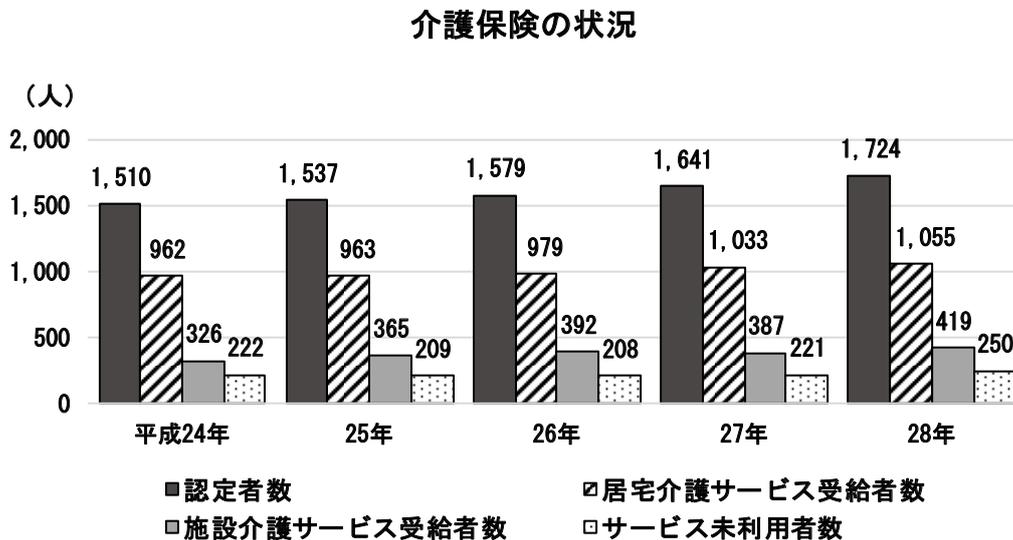
出生数は年々減少傾向にあり、平成27年は300人を割って292人となり、過去最少となりました。



資料：常住人口調査

### (4) 介護保険の状況

介護保険の認定者数は年々増加し、平成28年度は1,724人に達しています。それに比例し、居宅介護サービス受給者や施設介護サービス受給者も増加傾向にあります。



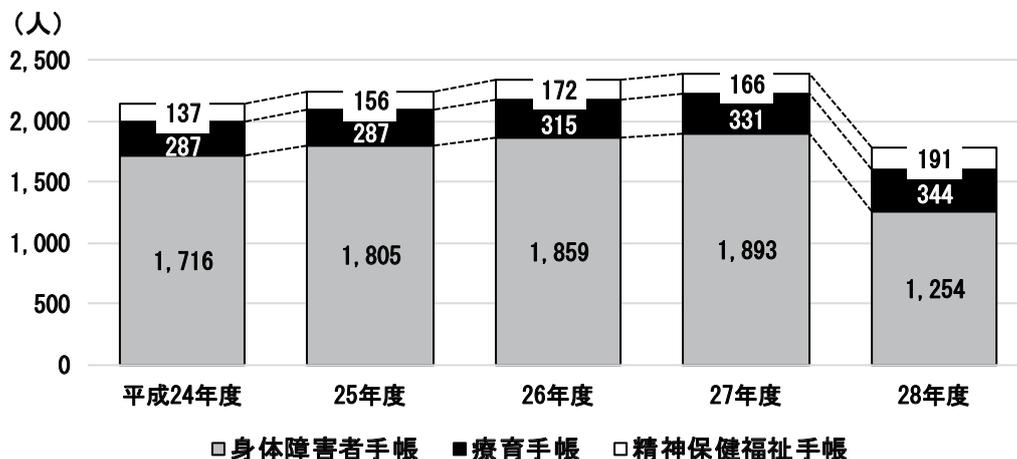
資料：介護長寿課

### (5) 障害者手帳所持者数

療育手帳保持者と精神保健福祉手帳保持者はともに増加傾向にあります。

※平成27年度中に台帳を整理し、死亡者を削除した。

#### 障害者手帳所持者数の推移

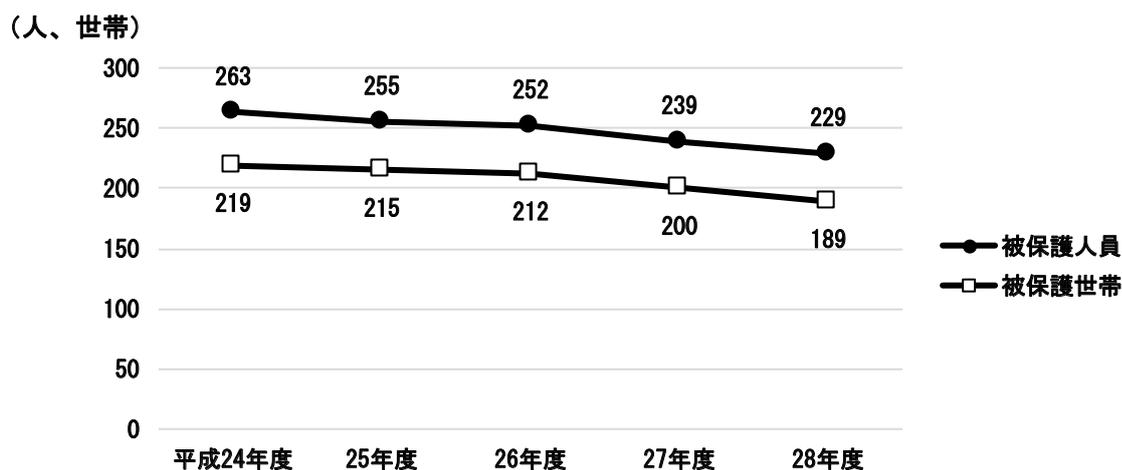


資料：社会福祉課

### (6) 生活保護の状況

平成28年度における生活保護の被保護人員は229人、被保護世帯は189世帯で、4年連続の減少となっています。

#### 生活保護の状況

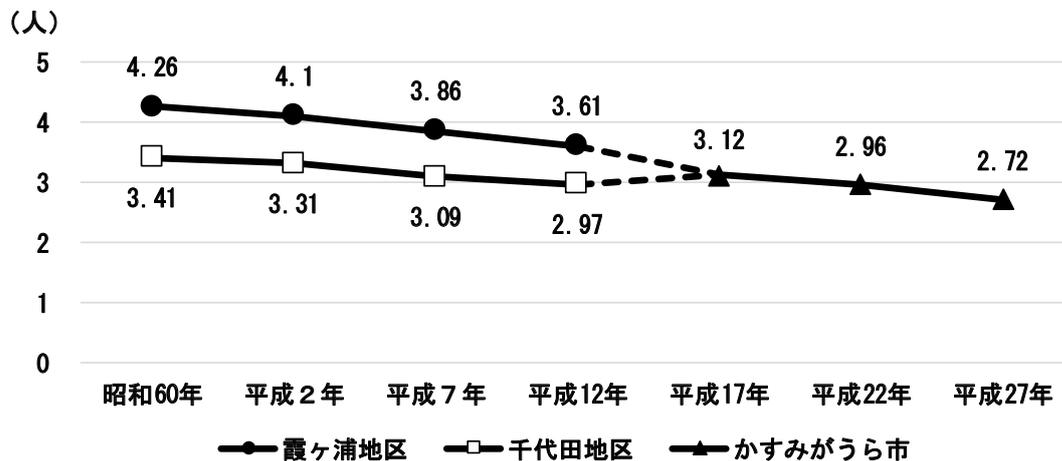


資料：社会福祉課

## (7) 地区別の状況

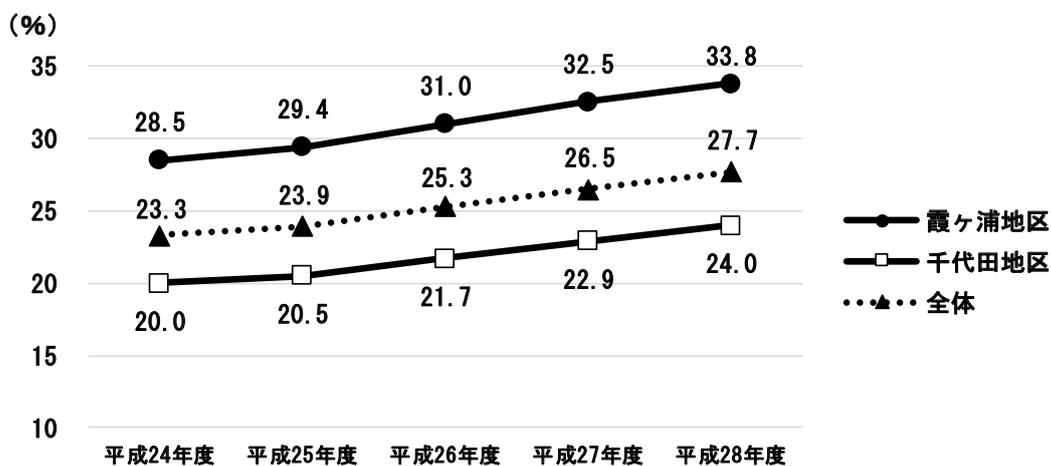
平均世帯人員と高齢化率について、地区別の状況を見ると、霞ヶ浦地区と千代田地区で平均世帯人員の差は小さくなってきています。一方、高齢化率については、両地区間で10%程度の開きがあり、霞ヶ浦地区では高齢化が著しくなっています。

### 平均世帯人員の推移



資料：国勢調査  
 ※平成17年以降は合併後の数値

### 高齢化率の推移



資料：介護長寿課

### 第3節 地区社会福祉協議会活動の現状と課題

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、地域福祉の担い手として社会福祉法に位置付けられている社協が、地域住民とともに地域福祉活動を推進していくための下部組織です。それぞれの地区で独自の福祉活動を地域住民とともに実践していく組織となります。

第1期地域福祉活動計画策定後の平成26年度、平成27年度の2か年に渡り中学校圏域ごとに地区座談会を開催し、地域の特性や問題点など話し合いを行い、区長はじめ民生委員、ボランティア、PTA関係者等参加いただきました。そして、平成28年度は霞ヶ浦地区に地区社協を立ち上げるため、旧小学校ごとに説明会を実施してまいりました。平成29年度は霞ヶ浦地区に2地区の地区社協立ち上げ準備をすすめ立ち上げることが出来ました。

#### 現状

地区社協の組織について、千代田地区は、小学校区単位（6地区）で地区社協が構成されている。主な地区社協の活動は、地区ごとに交流会活動や配食サービスなどを中心に実施している。

霞ヶ浦地区は、平成28年度に霞ヶ浦地区の旧小学校区単位（6地区）ごとに地区社協設立に向けて説明会を開催し、地区社協活動への理解と協力をお願いした。平成29年度には下大津地区、牛渡地区に地区社協を設立することが出来ました。しかしながら、4地区については、設立まで至っていない状況である。

#### 課題

- ①地区社協の柱となる事業・既存事業を見直すとともに、必要に応じた新規事業についても随時検討を行い積極的な事業の推進が必要である。【千代田地区】
  - ・交流活動や配食サービスなど、既存事業の見直しが必要となっている。
  - ・交流会の趣旨に沿って、高齢者間の交流をはじめ、世代間交流など、できる限り幅広い交流を図る等、事業内容の検証が必要となっている。
- ②地区社協体制の組織の整備。【霞ヶ浦地区】
- ③事業の見直し及び新規事業の企画立案に向けた対策が必要となっている。  
(事業の財源確保や必要に応じた事業補助の要請などの検討)
- ④地域活動の活性化が図られるよう対策を講じるとともに地区社協活動を地域住民に周知するためにPRが必要である。

#### 今後の方針

- ①各地区における情報の共有化・事業の活性化・充実を図るため、具体的活動内容を協議し、活動を開始していく。
- ②福祉コミュニティ圏の構築の観点から、区域・組織の枠組みの再構築に向けて、検討をしていく。(千代田地区)
- ③地域福祉の中核となる地区社協の必要性について、地域の中心的役割を担っているメンバー(区長・民生委員児童委員・ボランティア・学識経験者)により地区社協の設立に向けた協議をしていく。(霞ヶ浦地区)

## 第4節 福祉団体の現状と課題

社会福祉協議会が事務局を担っている団体（4団体）からは、活動に対する現状・課題や今後の方針などについて、意向調査をさせていただきました。

社会福祉協議会は、各団体の実情・方針を踏まえ、必要に応じて側面的に支援していきます。

### 1. ボランティア連絡協議会

ボランティア連絡協議会は、自己の自発的・主体的な意思によって、地域を明るく住みよいものにするための活動を通して、それぞれのボランティア活動を理解・共感し、ボランティア会員相互の研修・交流・親睦を図ることにより、ボランティア活動の振興とその活性化を図ることを目的としています。

また、事業の推進を図っていくために情報交換等を行い、ボランティアサークルのネットワークを強化していくものです。

#### 現状・課題

- ①各サークルの共通課題である会員の減少、後継者の育成等の対策や新たな会員・後継者が育っていない状況にある。
- ②ボランティアサークルへの会員には登録しているが、実際にボランティア活動を行っている会員が少ない。（同じ会員が活動している）
- ③サークルの会長で構成する連絡協議会の活動について、様々な視点から課題を整理し、活性化を図ることが必要となっているが、積極的な増強活動対策をはじめ、活動の活性化が図られていない状況にある。

#### 今後の方針

- ①サークル活動の中心となるリーダーの発掘、若い世代の加入促進を図り、活動の活性化を図っていく。
- ②連絡協議会において、会員間の役割分担を行い、また、会員組織・活動のためのスケジュールを立案していく。
  - 1) サークル責任者への趣旨説明（組織の意識向上をさせる）
  - 2) サークル責任者からの意見徴収（計画の立案をしていく）
  - 3) 市民説明会への具体案の作成（サークル活動のPRをする）
- ③サークル活動を充実させ、サークル間の連携・情報交換の機会を増やしていく。

## 2. 老人クラブ連合会

老人クラブ連合会は、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域に根差した社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

主な活動については、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別されますが、実際には、別々に行われているわけではなく、相互に関わりを持ちながら総合的に取り組まれています。

また、全国三大運動（健康・友愛・奉仕）と「老人の日・老人週間」の取り組みを行っています。

### 現状・課題

- ①各単位（地区）老人クラブの共通課題である会員の減少、後継者の育成等の対策や新たな会員・後継者が育っていない状況にある。
- ②連合会（事務局：社協）及び単位クラブとの連携強化が必要である。
- ③会員の高齢化に伴い、各事業の見直しが必要である。

### 今後の方針

- ①各単位（地区）老人クラブの現状を調査し、会員の増加について協議していく。
- ②会員の加入増強に向け、魅力ある会のPR等に努める。  
【区長及び地区社協と連携をして、幅広い年齢層と交流事業等への参加】  
【各地域へチラシ等の配布をして、会員増強運動を行う】  
【魅力ある活動のPRを行い、特に60代の加入を促進する】
- ③老人クラブ連合会が主体で事業計画を立案していく。  
【健康寿命、保健福祉の向上のため、具体的な内容を取り入れる】
- ④部会（文化部会・健康増進部会・交流部会等）の創設により、自主活動の活性化を推進し、自立促進を図っていく。
- ⑤連合会として、各種文化活動団体の活動のサポートをする。【連携をしていく】
- ⑥社協会員（賛助会員）への加入により連携強化を図る。

### 3. 手をつなぐ育成会

手をつなぐ育成会は、知的障がい児・者をもつ保護者が会員となり、会員相互が連携を図り、教育・福祉・就労などの研修や親睦を深める事業などを行い、福祉の充実を図ることを目的としています。

また、障害福祉に対する市民の理解を深めるとともに、知的障がい児・者とその家族に対する福祉の推進事業を行い、共生社会の実現と福祉の向上に寄与することを目的としています。

#### 現状・課題

- ① 共生社会の実現に向けて新たな時代を担う若い人たちの声を活かした活動・運動が必要である。
- ② 障がい者本人の高齢化への備えとともに、高齢化する家族同居への支援の具体的な提案も含めて、児童学齢期からの支援、インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実、地域支援及び家族支援の強化を重点課題として、育成会活動の原点である「障がい者の権利擁護」と「必要な政策提言」を行う運動を進めることが望まれる。

#### 今後の方針

知的障がいのある人々が、地域社会の中で、人としての尊厳が重んじられ、本人の自己実現を支援することを理念として、次の具体的目標を掲げて実践していく。

##### \*本人と家族の支援

- ・地域の知的障害のある人達と家族のニーズを深く検討し、最良の方法をともに考えていく。

- ① 会員自身が、自らの障害のある子を育てた経験を活かし、ペアレント・メンターとして、同じような障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することが出来るようにする。

また、「おしゃべりサロン」の充実により積極的に交流の場を増やす。

- ② 新規会員加入に向け障がい児を持つ親に対して、ひよこ部会活動への参加促進をし、活動に興味を持ってもらうようにする。

- ③ 各種サービスの情報提供をする。(生活サポート総合保障制度等の案内)

##### \*情報提供

- ・全国手をつなぐ育成会連合会・茨城県手をつなぐ育成会主催の研修会等への参加促進、全国の交流誌「手をつなぐ」定期購読を推奨する。

##### \*社会参加と活動

- ・地域資源を利用し、地域交流促進、社会参加を積極的に進める。

##### \*行政への提言

- ・かすみがうら市地域自立支援協議会に参加し、育成会全体の声として提言する。
- ・社協会員（賛助会員）への加入により連携強化を図る。

#### 4. 母子寡婦福祉会

母子寡婦福祉会は、ひとり親家庭や寡婦の生活を向上させ幸せを高めるため、お互いに協力し合い、明るく健康な家庭と社会環境をつくることを目的としています。また、会員の方々に、いろいろ必要な情報を提供したり、研修会や交流会などの行事を行っています。

##### 現状・課題

- ①会員が高齢化傾向にある。
- ②会員の実態は、母子会員は存在しないので、重要な柱の一つである児童の健全育成が望まれる。

##### 今後の方針

- ①市と連携して案内文書（チラシ）を配布（児童扶養手当・児童手当の通知等に連動）や会員の呼びかけにより新規会員増強を図る。
- ②会員となって活動に加わることによるメリットなどについての説明を積極的に行い理解を深めるための対策を講じることにより若い世代の新規会員加入に努める。
- ③市の行事等への参加や子育て時期が必要な世代へ情報提供や子育て支援の事業を積極的に展開していく。
- ④相談・世代間交流を積極的に推進する。
- ⑤会員の主体的・自主的な活動ができる体制づくりに努めるとともに、柱となる事業の担当組織の創設、自主的活動の推進を図る。



# 第3章

## 計画の基本理念・基本目標

- 1 状況によって事業が改廃することがあります。また、補助事業等は見直す場合もあります。



# 第1節 計画のめざす思いやりのまちづくり

## ①基本理念

### ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり

地域の人々の支えあいにより、援助を必要とするかどうかにかかわらず、身近な地域の誰もがどのような境遇にあっても、楽しく幸せに暮らせるように、人間味のある温かい、笑顔あふれる ふれあい豊かな 地域づくりに努めます。

## ②基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本目標を定めます。

### 1. 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図りながら地域福祉を推進していくことが重要です。

また、地域住民の抱える福祉に関する様々な問題については、各種福祉サービスの提供体制を充実していくとともに、関係団体及び地域住民自らによる問題解決のための取組みを推進していくことが求められています。

特に支援を必要とする人への福祉サービスの充実を基礎に、住民参加による幅広い支援体制の構築をめざします。

### 2. 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

地域住民の生活課題は、保健・医療・福祉、その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせ、多様なサービスが連携を持って総合的に提供されることが求められています。

また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など福祉サービスへのニーズが高い人たちへの相談・指導体制の充実を図り、誰もが社会参加できる環境整備づくりをめざします。

### 3. 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体と規定されていることから、その負託に応えるべく財務基盤及び業務体制のさらなる強化発展をめざします。

## 第2節 事業の体系

3つの基本目標を達成するため、次のような体系に基づいて各種の事業を展開します

### 基本目標1. 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

実施計画	実施施策	具体的施策
1. 地域福祉の充実	1. 地域福祉活動	①地区社協事業 ②福祉用具貸出事業 ③福祉車両貸出事業 ④盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業 ⑤ひきこもりサロン事業 ⑥地域ケアシステム推進事業 ⑦子どもヘルパー派遣事業 ⑧地域福祉センターやまゆり館指定管理運営事業 ⑨ふれあい・いきいきサロン ⑩生活支援体制整備事業
	2. 障がい福祉	①在宅障がい児者交流会
	3. 子ども福祉	①母子父子福祉事業 ②おもちゃ図書館運営事業 ③子育て支援事業 ④ファミリーサポートセンター事業
	4. 高齢者福祉	①高齢者生きがい事業 ②食の自立支援事業
	5. ボランティア活動	①ボランティアセンター活動推進事業 ②福祉体験推進事業 ③災害ボランティアセンター運営のための連携強化 ④ボランティア連絡協議会との連携強化 ⑤エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業 ⑥NPO法人フードバンク協力支援
	6. 援護対策	①歳末たすけあい配分事業 ②災害見舞金支給事業 ③小口貸付資金貸付事業 ④困窮者食糧支援事業 ⑤生活福祉資金貸付事業

## 基本目標 2. 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

実施計画	実施施策	具体的施策
2. 福祉サービスの充実	1. 在宅福祉サービス	①日常生活自立支援事業
	2. 介護保険サービス	①居宅介護支援事業 ②予防居宅介護支援事業 ③要介護認定調査事業
	3. 障害福祉サービス	①地域活動支援センター事業
	4. 相談支援	①心配ごと相談事業 ②なんでもかんでも相談会（ひきこもり、ニート等） ③子育て相談事業 ④生活困窮者自立相談支援事業 ⑤生活困窮者家計相談支援事業

## 基本目標 3. 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

実施計画	実施施策	具体的施策
3. 財務・組織体制づくりの確立	1. 財務・組織体制の強化及び広報活動の推進	①社協会費（一般会員・特別会員・法人会員） ②共同募金・歳末たすけあい募金 ③市関係及び介護保険等の収入 ④広報啓発活動 ⑤研修等の充実による職員の資質向上 ⑥専門性の高い職員の育成 ⑦企画部門の充実 ⑧地区社協組織の充実



# 第4章 事業の展開

1 事業名欄の事業区分は、以下の4区分としています。

自主事業：社協会費や共同募金・歳末たすけあい募金を財源とする事業

受託事業：市等から委託を受けて行う事業

補助事業：市等から補助を受けて行う事業

指定管理者制度：市から施設の管理運営を任されている事業

2 状況によって事業が改廃することがあります。また、補助事業等は見直す場合もあります。



## 基本目標1 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

### 【現状】

家族や地域での人と人とのつながりの希薄化が指摘されている中、多くの市民が困ったときに、お互いにたすけあい、支え合いながら、助けあうことができる相互扶助的なつきあい方を理想として、安心して生活できる地域をつくっていくことが必要であると考えています。

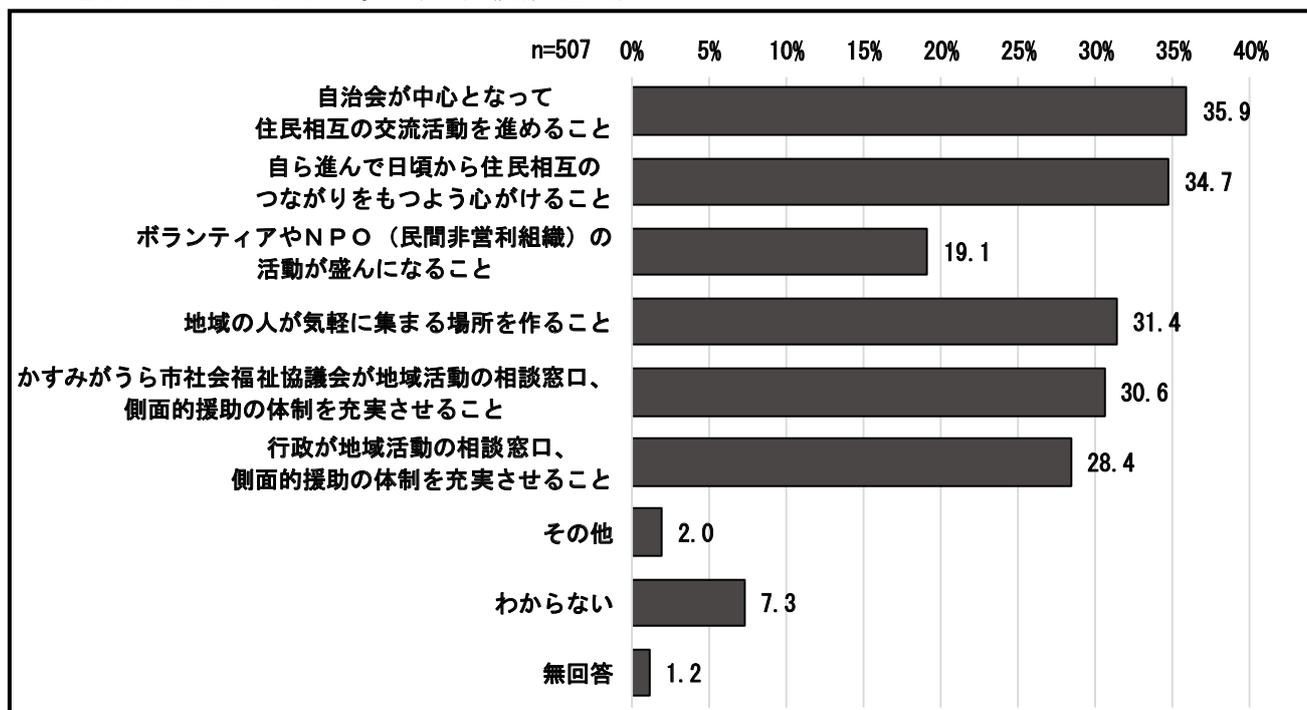
行政の地域福祉計画策定のための市民意識調査（アンケート）で、地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係に何が重要だとの間で、「自治会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」が必要であるとの回答が多く占めていました。

また、ボランティア活動についての間で「現在、参加している」「現在はしていないが、以前に参加したことがある」など31.3%の人が参加意向を持っています。

どのようなボランティア活動に参加したいですかの問いに対して、高齢者に関する活動（34.3%）・子育てに関する活動（24.3%）など、人と人とのつながりや地域の宝である子どもたちへの関心が見られ、多様な地域活動、ボランティア活動等への意欲が示されています。

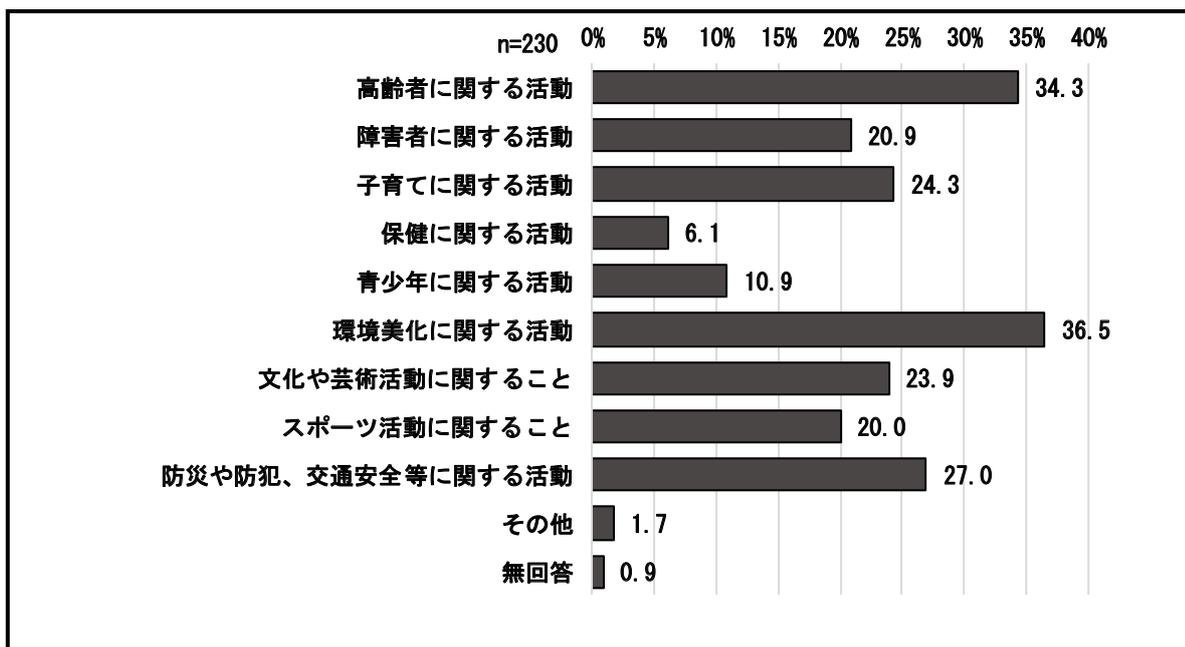
また、地域のための活動に環境美化（36.5%）、防災や防犯・交通安全等に関する活動（27.0%）や趣味などを通じて共通のコミュニケーションを図るなど文化や芸術活動（23.9%）・スポーツ活動（20.0%）に参加したいとの意見が見受けられます。

問 地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係に何が重要だと思いますか。（回答複数選択）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。（回答複数選択）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

### 【課題】

地域のつながりが希薄になったことで起こる問題については、人と人とのつながりの輪を広げ、ふれあいと支えあいのネットワークづくりを地域の課題として取り組んでいくことが必要です。

今後、地域活動やボランティア活動等に参加意欲を示している市民の協力を基に積極的な地域福祉活動へ導くことが重要な課題となっています。

そのためには、家族・友人・各サークル活動の仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合うことが求められています。まさに互助（近隣）の力が必要です。

相互に支え合うという意味では、「共助」と共通しますが、制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶のみ仲間づくりや住民同士の助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援など様々な基盤づくりが重要です。

また、特に福祉サービスを必要とする要援護者に対しては、引き続き事業の充実を図るとともに、市民のたすけあい・支え合い活動を強化・拡充することが必要です。

# 1. 地域福祉の充実

## 【事業の実施計画方針】

現在、積極的に活動している住民はもとより、今後の活動への参加意欲のある個人を把握し、支援を必要とする人への福祉サービスや支援事業の充実を基礎に地域福祉活動の基盤づくりに取り組みます。

また、地域活動やボランティア活動・NPO活動を推進している地域団体に呼びかけ、連携して、地域住民同士のふれあいを深める事業や要援護者の福祉事業の充実を図ります。

## 【重点事業】

### ○地域のネットワークづくりの推進

町内会をはじめ関連する地域団体と連携協力して、「ふれあい・いきいきサロン」の設置により、地域のネットワークづくりを推進します。（地元公民館等の利用）

### ○地域ケアシステム事業の推進

地域ケアシステム推進事業（市委託事業）について、専門機関等との連携を強化し、複雑化・高度化する対象ケースに対し迅速に対応します。

### ○地区社協事業活動の強化

地域に密着した地区社協事業活動の強化により地域福祉活動の充実を図ります。

### ○生きがい対策事業の推進

高齢者対象の「高齢者いきがい事業」や「食の自立支援事業」、障がい（児）者をもつ家庭を対象とした「在宅障がい（児）者交流会」を通し、高齢者や障がいのある人の生きがいや社会参加活動支援を促進します。

### ○福祉体験活動の推進

子どもを対象とした「福祉体験ワークキャンプ」や「子どもヘルパー派遣事業」を展開し、児童の福祉体験活動の充実を図ります。

### ○ボランティアセンターの推進

ボランティア活動をより身近に感じ、誰もが気軽に参加できるようボランティアセンター機能の充実を図ります。

### ○災害ボランティアセンターの推進

災害発生の非常時に備え、災害ボランティアセンターの機能が円滑に運営できるように防災訓練の参加呼びかけや防災ボランティアの養成などを行うとともに地区長や民生委員児童委員、地域の団体等との連携強化や行政と情報共有をして設置の推進に努めます。

## 1. 地域福祉活動

「ふれあいいいきサロン」や「地域ケアシステム推進事業」をはじめ、地域での要援護者を支援する地域福祉活動を実施します。

1-1-① 地区社協事業	(自主事業)
<p>◆千代田地区・・・日帰り交流会、食事サービス（配食型） ・役員会（構成員：地区長、民生委員児童委員、ボランティア、学識経験者）</p> <p>◆霞ヶ浦地区・・・霞ヶ浦地区の70歳以上の方を対象として、日帰り交流会を実施。参加者の交流と親睦を図る。 募集方法はチラシの各戸配布を行う。 (地区社協の組織立ち上げまでの暫定措置事業)</p>	
【方向性】	<p>◆千代田地区・・・事業内容の見直しや新規事業等を検討していく。</p> <p>◆霞ヶ浦地区・・・下大津地区及び牛渡地区の2地区については、活動内容を検討実施していく。未設立地区においては、状況を見ながら設立推進していく。</p>

1-1-② 福祉用具貸出事業	(自主事業)
◆社協会員における障がい者、高齢者、福祉関係団体等へ貸出しすることにより、地域福祉及び福祉教育の向上並びに日常生活の便宜を図る。	
【方向性】	◆地域福祉及び福祉教育の向上並びに日常生活の便宜を図るため周知していく

1-1-③ 福祉車両貸出事業	(自主事業)
◆社協会員における医療機関への通院及び各種事業参加のための貸出しにより、地域福祉向上を図る。	
【方向性】	◆地域福祉向上のため、利用しやすさを心掛け、周知していく。

1-1-④ 盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業	(自主事業)
◆盲導犬等を飼育使用しているユーザーに対し、社会活動の参加促進を図るため、飼育管理に要する費用の一部を補助する。	
【方向性】	◆ユーザーが安心して社会活動していける環境づくりの手助けをしていく。

1-1-⑤ ひきこもりサロン事業（フリースペース フラット）	(自主事業)
◆ひきこもり・ニート・不登校などで悩みを抱えた方が家庭や学校以外で安心して参加できる居場所・集いの場を設置することにより当事者・家族を支援する。	
【方向性】	◆サロンの活動内容の企画検討や、気軽に参加できる環境づくり、また、ボランティア人数の拡充、確保をしていく。

1-1-⑥	地域ケアシステム推進事業	(受託事業)
	◆保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら、誰もが安心して暮らすことの出来るまちづくりを目指し、要援護者に対して各種サービスを提供・支援する。	
【方向性】	◆幅広い問題解決に向けて、関係機関との調整力を高め、連携強化をしていく	

1-1-⑦	子どもヘルパー派遣事業	(受託事業)
	◆小学生の児童をかすみがうら市子どもヘルパーに任命し、高齢者や障がい者を理解する活動を行うことにより、児童と高齢者との世代間交流を通して高齢者を地域みんなで支え合うための地域の絆づくりを推進する。	
【方向性】	◆世代間交流等を通じて地域の絆づくりを推進していく。	

1-1-⑧	地域福祉センターやまゆり館管理運営	(指定管理者制度)
【H27～H31】	◆子どもから高齢者、障がい者までの幅広い世代の社会参加と生きがいづくりの促進を図るための施設の管理運営を行う。	
【方向性】	◆安心・安全に利用できるよう維持管理に努めるとともに利用しやすい環境を整備していく。	

1-1-⑨	ふれあい・いきいき サロン	(県補助事業)
	◆高齢者の閉じこもり防止と近隣の人々とのふれあいを目的とした、誰でも参加できる地域の「たまり場」的な存在で、自宅から歩いていける場所に気軽に集う取り組みを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げられるように活動推進を図る。	
【方向性】	◆サロン活動の拡充や地域全体に支援が行渡る環境づくりや広報活動を行っていく。	

1-1-⑩	生活支援体制整備事業	(受託事業)
【H30～】	◆誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現すること。自助・共助・互助・公助をつなぎあわせることで高齢者の在宅生活を支える。（体系化・組織化することが必要）	
【方向性】	◆行政・地域住民の協力を経て、関係者の意識の統一を推進していく。	

## 2. 障がい福祉

障がいのある人の社会参加を促進する事業を実施します。

1-2-①	在宅障がい児者交流会	(自主事業)
	◆市内の在宅障がい児・者交流会等を通して、生きがいや社会参加活動を促進する。	
【方向性】	◆実施内容の見直しや新規企画等を検討していく。	

## 3. 子ども福祉

子ども同士の交流や親子のふれあい活動を促進する事業を実施します。

1-3-①	母子父子福祉事業	(自主事業)
	◆新入学児童祝い品贈呈事業（県母連と共同） 母子父子家庭に対して、小学校へ入学する児童への祝い品を贈呈する。	
【方向性】	◆家庭内の問題や相談なども含め、関わりを持つこともあり、継続していく。	

1-3-②	おもちゃ図書館運営事業	(自主事業)
	◆障がい児・健常児がともに遊びを通して交流し、育ちあう場を提供する。また、障がい児の発達支援と未就学児の子育て支援及び親の交流や情報交換の場を提供することで共に生きる地域づくりを目指す。	
【方向性】	◆利用者への周知や地域住民が交流しやすい環境の整備に努めていく。	

1-3-③	子育て支援事業	(指定管理者制度)
【H27～H31】	◆子育てサロン 親と子が集まり、子育ての不安や負担感、孤独感を解消し、育児の様々な気づきが期待できるような機会を提供する。	
	◆0歳児事業（ベビーマッサージ） 赤ちゃん体操を行い、親子のスキンシップを図り、育児の様々な気づきが出る機会を与える。	
	◆みんなであそぼう会 親と子が集まり、子育ての不安や負担感、孤独感を解消し、育児の様々な気づきが期待できるような機会を提供する。	
【方向性】	◆サロン内での遊び、製作等の提供内容の一層の充実や新規企画等を検討していく。	
	◆実施回数の検討をしていく。	
	◆製作品内容の工夫をしたり、行事の見直しや新規企画等を検討していく。	

1-3-④	ファミリーサポートセンター事業	(受託事業)
【H29～】	◆児童等の子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域において育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡及び調整を行うことにより、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、地域における育児の相互援助を推進する。	
【方向性】	◆依頼会員・援助会員の登録募集を呼びかけていき、地域における育児の相互援助を推進していく。	

#### 4. 高齢者福祉

高齢者の心身の健康づくり・生きがいづくりを支援する事業を実施するとともに、一人暮らし高齢者の健康や安否確認を図る事業を実施します。

1-4-①	高齢者生きがい事業	(受託事業・補助事業)
	◆わくわくスポーツ大会事業 スポーツを通じて、高齢者の健康づくりや仲間づくりの推進を図る。 かすみがうら市予選会を実施後、上位入賞者及び上位チームは県大会へ出場する。(受託事業)	
	◆老人クラブ連合会 老人クラブの基本活動としての「健康・友愛・奉仕」の三大運動を積極的に実施。また、各種事業を通じて会員相互の親睦と交流を図り、健康増進に努める。(補助事業)	
【方向性】	◆事業の周知を図っていく。 ◆クラブの活動をPRしていくとともに事業内容の見直しや新規企画等を検討していく。	

1-4-②	食の自立支援事業	(受託事業)
	◆市からの一部受託事業。在宅の一人暮らし高齢者等(満65歳以上の一人暮らしの者。満65歳以上のみの世帯に属する者)が対象。食生活の改善と健康増進を図る。(毎月第1、2、4の土曜日に霞ヶ浦地区で実施)	
【方向性】	◆配食利用者の食生活の改善と健康増進を図っていく。	

## 5. ボランティア活動

各種ボランティア養成講座を開催するとともに、情報発信やボランティア交流事業を実施し、ボランティア活動をより身近に感じ、誰もが気軽に参加できるようボランティアセンター機能の充実を図ります。

1-5-①	ボランティアセンター活動推進事業	(自主事業)
	◆ボランティア活動の相談・斡旋・紹介を実施するとともに、ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を図る。	
【方向性】	◆養成講座等を実施し、ボランティア活動につなげていく。	

1-5-②	福祉体験推進事業	(自主事業)
	◆ワークキャンプ 児童・生徒が体験を通じて、社会福祉やボランティアについての理解を深める。	
	◆福祉体験教育指導 市内の小中学校で、福祉体験指導を実施する。	
【方向性】	◆学校や地域と連携し、福祉教育を進めて、ボランティアの重要性の理解を深めていく。	
	◆各学校での教育活動につなげていく。	

1-5-③	災害ボランティアセンター運営のための連携強化	(自主事業)
	◆災害発生の非常時に備え、災害ボランティアセンターの機能が円滑に運営できるように防災訓練の参加呼びかけや防災ボランティアの養成などを行うとともに地区長や民生委員児童委員、地域の団体等との連携強化や行政と情報共有をして設置の推進に努める。	
【方向性】	◆関係機関との連携強化を図り、防災講座の実施や地域住民へ防災訓練の参加呼びかけを進めていく。	

1-5-④	ボランティア連絡協議会との連携強化	(自主事業)
	◆ボランティア連絡協議会 ボランティア活動の充実、会員相互の研修・交流・親睦を図る。	
【方向性】	◆ボランティア連絡協議会会員相互の連携・情報交換の機会を作り、会員相互の交流の増進をしていく。	

1-5-⑤	エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業	(自主事業)
<p>◆ペットボトルのキャップ収集を行い、キャップをゴミとして焼却処分するのではなく、再資源化を促進することで、焼却処分に伴うCO2(二酸化炭素)の発生を抑制し「地球環境を改善する」「環境意識やリサイクル意識を高めること」を目的に実施。また、キャップの再資源化で得た売却益で「世界の子どもたちにワクチンを寄贈し救済する」などに寄与することを目的に実施している。</p> <p>◆入れ歯に含まれている貴金属(金・銀・パラジウム等)をリサイクルすることにより、資源として生まれ変わり、その益金をユニセフを通じて世界の子ども達へ支援を行う。</p>		
<p><b>【方向性】</b></p> <p>◆キャップの洗浄等の周知をしていく。</p> <p>◆事業の必要性について理解を得られるように周知していく。</p>		

1-5-⑥	NPO法人フードバンク協力支援	(自主事業)
<p>◆住民から提供を受けた食糧の管理。 あじさい館へ『きずなBOX』の設置。</p>		
<p><b>【方向性】</b></p> <p>◆きずなBOXの存在や意義を周知していく。</p>		

## 6. 援護対策

被災者へのお見舞い、低所得者への貸付事業や「歳末たすけあい配分事業」の充実を図り、要援護者への支援を行います。

1-6-①	歳末たすけあい配分事業	(自主事業)
<p>◆在宅で、支援を必要とする世帯の援護金配布の実施。</p> <p>◆子育て支援クリスマス会の開催。</p> <p>◆在宅障がい児・者の集いを開催して、親睦や交流を図る。</p> <p>◆歳末特別援護金の配分。</p>		
<p><b>【方向性】</b></p> <p>◆在宅で支援を必要とする世帯に対し、援護金の配付を行っていく。</p> <p>◆実施内容の見直し、企画の検討をしていく。</p> <p>◆実施内容の見直し、企画の検討をしていく。</p> <p>◆生活困窮者に対して援護金を支給して生活の援護を図っていく。</p>		

1-6-②	災害見舞金支給事業	(自主事業)
<p>◆地域住民の災害(火災及び風水害等)に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。</p>		
<p><b>【方向性】</b></p> <p>◆災害規模に準じて見舞金等を支給していく。</p>		

1-6-③	小口貸付資金貸付事業	(自主事業)
	◆緊急時に経済的な援助を必要とする方々に対し、福祉資金を貸付することによって自立更生を図る。	
【方向性】	◆金額や連帯保証人等の制度の検討をしていく。	
1-6-④	困窮者食糧支援事業	(自主事業)
	◆生活困窮者に対して、一時的な食糧支援を行う。	
【方向性】	◆一時的な食糧支援を行いながら関係機関につなぎ、連携して支援を行っていく。	
1-6-⑤	生活福祉資金貸付事業	(受託事業)
	◆低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度。	
【方向性】	◆相談支援などを通じ生活の見直しや自立を促していく。また、関係機関と連携して解決策を検討していく。	

## 基本目標 2 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

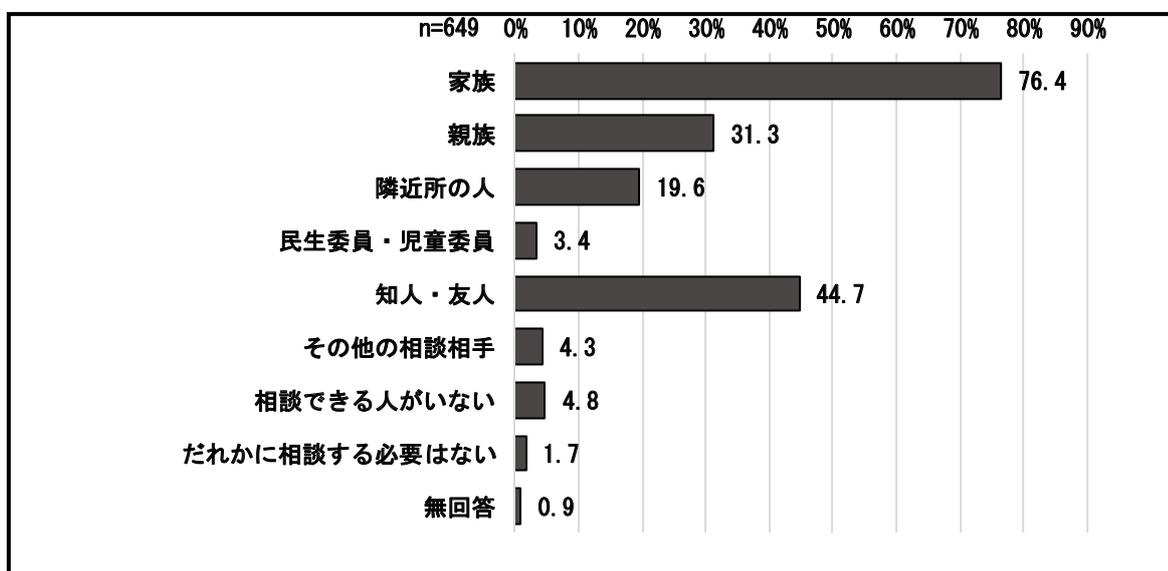
### 【現状】

地域の中で、自分に合った適切な福祉サービスを受けながら、安心して生活できる環境や日常生活において発生する福祉各分野をはじめ、様々な問題や課題について、身近なところで気軽に相談できる体制を構築することが求められています。

また、市民の福祉課題・生活課題に対する情報提供や地域住民が福祉活動に参加しやすい環境を整備のうえ、事業を展開することが期待されている。

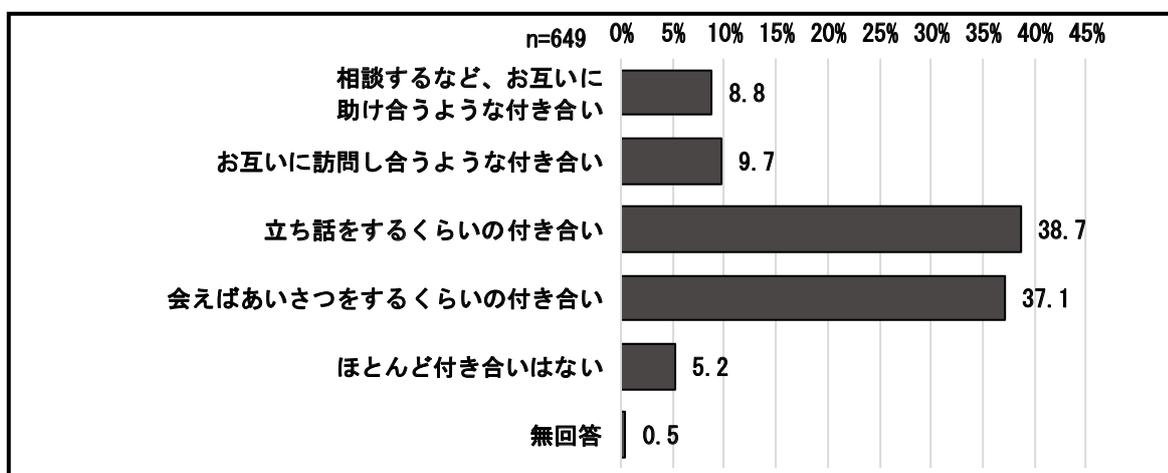
市民意識調査（アンケート）の「住んでいる地域で困ったとき、誰に相談しますか」の問いに対して、家族（76.4%）、「知人・友人」（44.7%）となっております。

問 住んでいる地域で困ったとき、誰に相談しますか。（回答複数選択）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

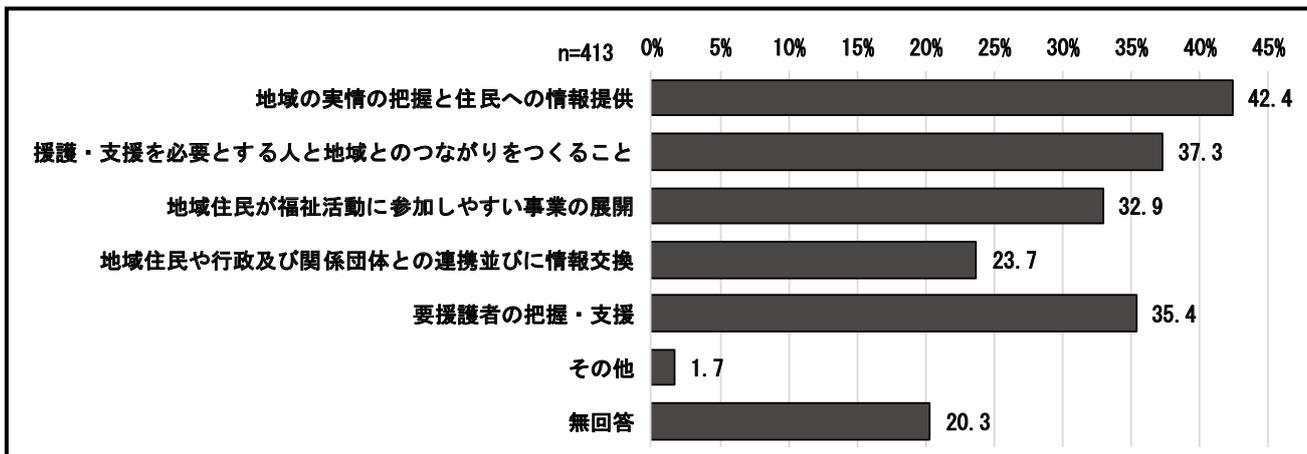
問 ふだん近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。（○は1つだけ）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 かすみがうら市社会福祉協議会にどのような役割を期待しますか。（回答複数選択）

「社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会」について、「名前も活動内容もよく知っている」（13.3%）あるいは「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」（31.3%）と回答した方のうち、かすみがうら市社会福祉協議会に期待する役割としては、「地域の実情の把握と住民への情報提供」が42.4%で最も多く、次いで「援護・支援を必要とする人と地域とのつながりをつくること」が37.3%、「要援護者の把握・支援」が35.4%と続いています。



注：市民意識調査（アンケート）回答より

※要援護者：高齢者、乳幼児、障がい者など、災害時に弱者の立場に立たざるを得ない人々のこと。

### 【課題】

福祉サービスを必要とする要援護者は、身近な地域での公的サービスの基盤整備を核として、ボランティア活動等によるインフォーマルサービスとの連携による支援体制の構築が求められており、福祉コミュニティ圏の構築とフォーマルサービス、インフォーマルサービスの連携による地域包括、ケア体制の構築をすることが課題となっている。

また、サービス・支援体制の要ともいえるべき情報提供及び相談支援業務は、多くの市民が期待する重要な課題です。

## 2. 福祉サービスの充実

### 【事業の実施計画方針】

介護保険制度や障害福祉制度による公的福祉サービスについては、民間事業者の基盤整備が進展してきたことから、事業の見直しを計画的に実施し、将来の福祉コミュニティ圏の構築を念頭に業務体制の再構築を行うとともに、相談事業をはじめ、日常生活自立支援事業や地域活動支援センター事業などを中心に推進充実を図ります。

### 【重点事業】

#### ○業務体制の再構築及び効率化

地域ケアシステム推進事業（市委託事業）に加えて包括支援センター（市）、在宅介護支援センター事業（市からの特別養護老人ホームへの委託事業）との役割分担、連携を踏まえつつ、業務体制の再構築による業務の効率化を図り、専門機関等との連携を強化し、複雑化・高度化する対象ケースに対し迅速に対応します。

#### ○在宅福祉サービスの推進

「日常生活自立支援事業」等のサービスを強化し、在宅福祉サービスの充実を図ります。

#### ○介護保険サービスの推進

「居宅介護支援事業」や「予防居宅介護支援事業」・「要介護認定調査事業」の強化により介護保険サービスの充実を図ります。

#### ○障害者総合支援

「地域生活支援事業（市委託事業）」の強化により、障がい者の自立促進を図ります。

#### ○総合相談機能の強化

身近な心配ごと「相談事業」や主にひきこもり・ニート・障がい者・虐待等を対象とした「なんでもかんでも相談事業」・「子育て相談事業」等により総合相談機能の強化充実に努めるとともに、地域の各相談支援機関と連携し、地域の専門機関へ円滑につなげるよう努めます。

## 1. 在宅福祉サービス

市民参加による在宅福祉サービスの事業を実施します。

2-1-①	日常生活自立支援事業	(受託事業)
	◆認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき福祉サービスの援助（金銭管理等）を行う。	
【方向性】	◆利用者が自立した生活が送れるよう福祉サービスの援助（金銭管理等）を行っていく。	

## 2. 介護保険サービス

介護保険制度による在宅福祉サービスの事業を実施します。

2-2-①	居宅介護支援事業	(自主事業)
	◆在宅において要介護認定を受けた方が、その人らしい生活を続けていけるよう介護の知識を持った介護支援専門員がケアプランを作成し、サービス事業所との連絡調整を行う。	
【方向性】	◆介護認定を受けた人がその人らしい生活が送れるようなケアプランを作成し対応していく。	

2-2-②	予防居宅介護支援事業	(受託事業)
	◆在宅において要支援認定を受けた人が、その人らしい生活を続けていけるよう依頼を受けた包括支援センターと連携し介護の知識を持った介護支援専門員がケアプランを作成し、サービス事業所との連絡調整を行う。	
【方向性】	◆予防認定者受け入れ枠の中で、自立した生活が送れるようなケアプランを作成し、対応していく。	

2-2-③	要介護認定調査事業	(受託事業)
	◆かすみがうら市及び他市町村から委託を受け、介護支援専門員が対象者宅を訪問し、要介護認定の調査を行う。	
【方向性】	◆依頼があった認定調査に対応していく。	

## 3. 障害福祉サービス

障害福祉サービスの事業を実施します。

2-3-①	地域活動支援センター事業	(受託事業)
	◆創作的・生活活動の機会を提供するとともに社会交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする事業を行う。	
【方向性】	◆創作的・生活活動の機会を提供していき、様々な活動を通じ、自立の促進と社会参加を図っていく。	

#### 4. 相談支援

業務を有機的に連携させ、社会福祉協議会を福祉の総合窓口として確立させます

2-4-①	心配ごと相談事業	(自主事業)
	◆相談員が、様々な心配ごとや悩みを抱える相談者に対し、総合的な相談に応じるとともに適切なアドバイスを相談者に対し、適切なアドバイスを行うことにより、安心して日常生活を営めるよう事業の推進を図る。	
【方向性】	◆相談員のスキルアップを図るとともに、事業の周知と適切なアドバイスや解決をしていく。	

2-4-②	なんでもかんでも相談会（ひきこもり、ニート等）	(自主事業)
	◆ひきこもりやニート等を対象として、精神保健福祉士・社会福祉士などの資格を持つボランティアの協力により相談事業を実施し、社会参加及び自立促進を図る。（ひきこもり個別相談会の継続事業）	
【方向性】	◆相談員やボランティアの確保を行い、事業の周知と相談体制を充実させていく。	

2-4-③	子育て相談事業	(指定管理者制度)
【H27～H31】	◆かすみがうら市子育て支援センター事業実施要綱に基づく、子育ての親をサポートするため子育ての不安等を共有し、気軽に相談できる事業の推進を図る。	
【方向性】	◆子育ての親をサポートするため様々な相談に対応し、不安を和らげるような助言をしていく。また、関係機関との連携を強化していく。	

2-4-④	生活困窮者自立相談支援事業	(受託事業)
【H27～】	◆生活困窮者が困難状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談をするとともに地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより生活困窮者の自立を促進する。	
【方向性】	◆関係機関との連携強化を図り、事業の周知や利用促進、支援体制の強化をするとともに生活困窮者の自立を促していく。	

2-4-⑤	生活困窮者家計相談支援事業	(受託事業)
【H28～】	◆生活困窮者の家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生プランやキャッシュフロー表等を作成し、相談者本人の意欲を引き出すとともに家計管理に関する支援や滞納の解消、各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を行う。	
【方向性】	◆関係機関との連携強化を図り、事業の周知や利用促進、支援体制の強化をするとともに相談者が自ら家計管理をする意欲を引き出していく。	

### 基本目標 3 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

#### 【現状】

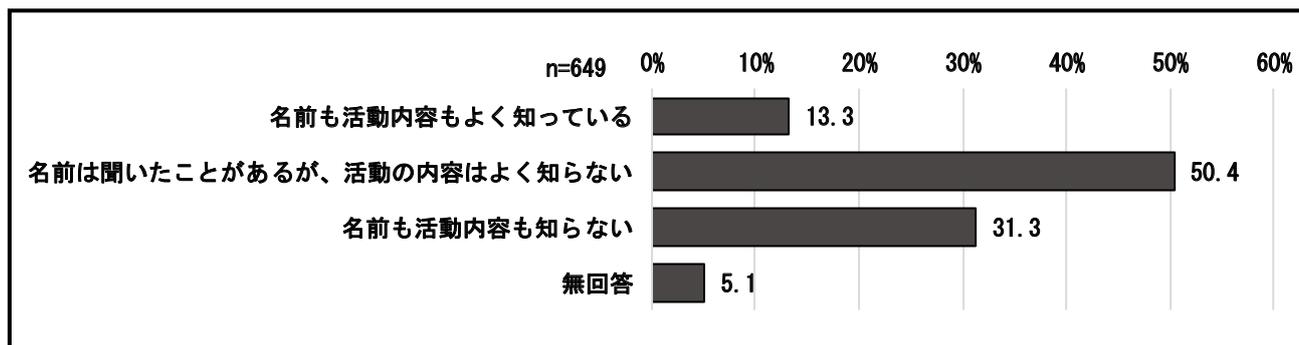
社協の事業活動をはじめ地域福祉に関わる事業を推進するために、社協自体の財務活動、事務局体制の強化、広報啓発事業を実施しています。

市民意識調査（アンケート）では、「名前も活動内容もよく知っている」という社協の認知度は 13.3%で、市民に活動内容を含めて十分周知されているとは言えない現状にあります。こうした現状が社協会費の募集や共同募金活動にも少なからず影響していると考えられます。

今後、社協が積極的に取り組むべき活動として、「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」「地域でのふれあい活動」「生活や福祉に関わる相談事業」など身近な存在にある社協が重要であるとの結果が出ております。

問 「社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会」を知っていますか。

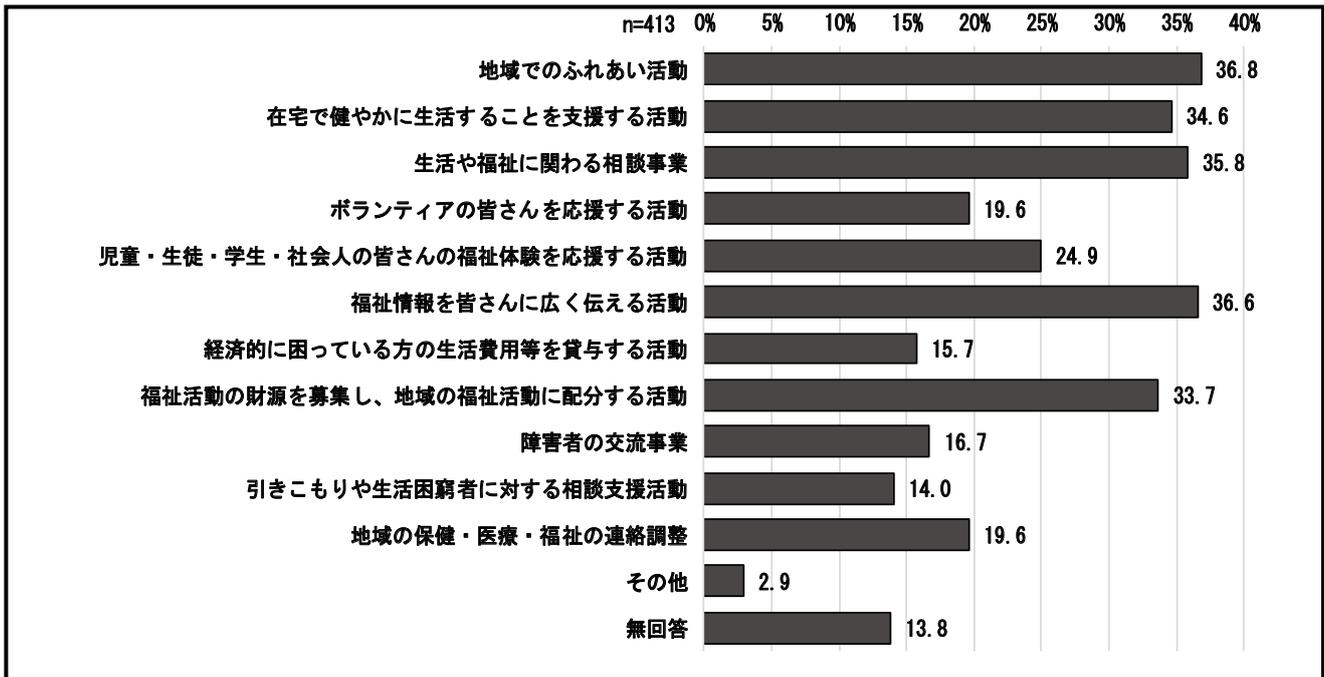
（○は1つだけ）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 かすみがうら市社会福祉協議会は、今後どのような活動に重点を置いて活動を進めるべきだと思いますか。（回答複数選択）

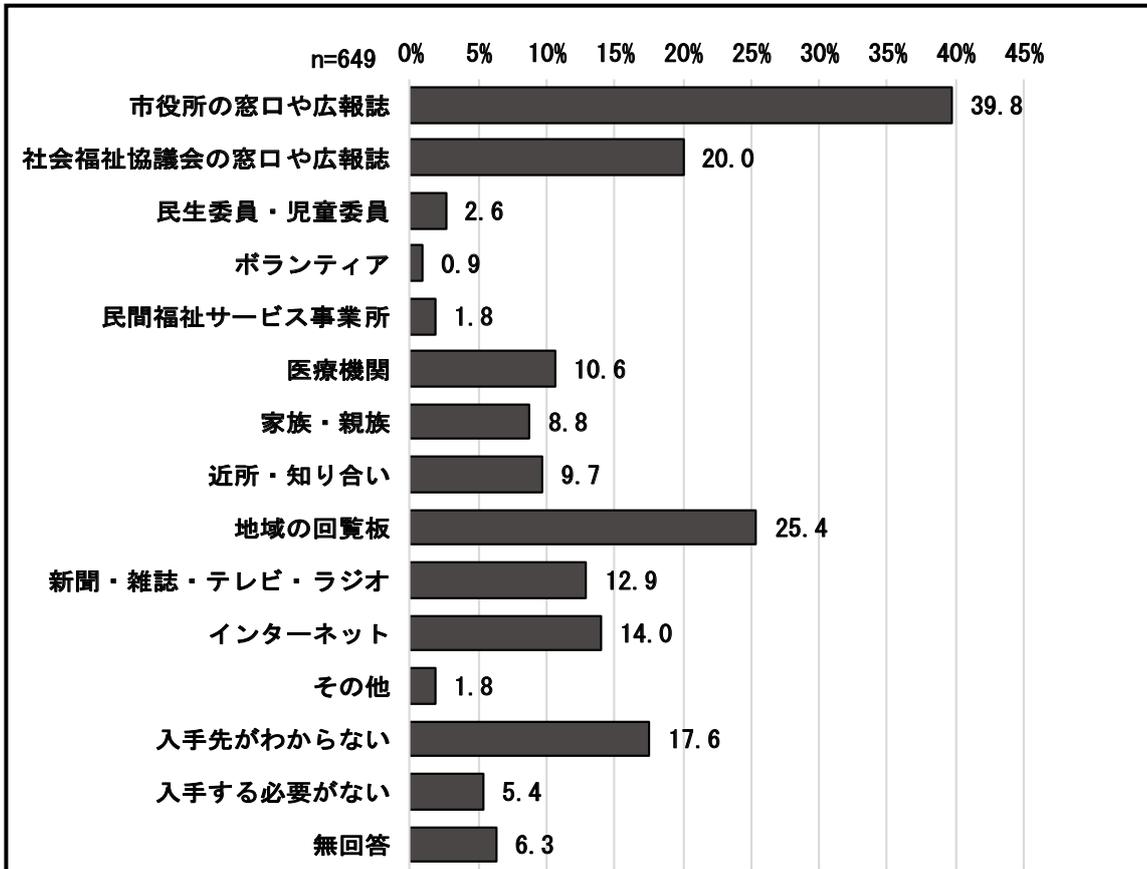
「社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会」について、「名前も活動内容もよく知っている」あるいは「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」と回答した方のうち、かすみがうら市社会福祉協議会が行う活動で知っているものとしては、「地域でのふれあい活動」が 36.8%で最も多く、次いで「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」が 36.6%、「生活や福祉に関わる相談事業」が 35.8%と続いています。



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（回答複数選択）

福祉サービスに関する情報の入手先としては、「市役所の窓口や広報誌」が 39.8%で最も多く、次いで「地域の回覧板」が 25.4%、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」が 20.0%と続いています。



注：市民意識調査（アンケート）回答より

## 【課題】

社協の地域福祉活動に対する市民の期待に対応できるように、引き続き財源基盤の整備、事務局体制の強化、広報啓発活動の充実を図ることが必要です。特に、社協認知度の向上を図るとともに、住民の身近な地域における地区社協において、地区役員等の協力を得るなど、事業の充実に向けた体制の強化が必要です。

## 3. 財務・組織体制づくりの確立

### 【事業の実施計画方針】

社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる社協は、公共性・公益性の高い民間社会福祉団体と規定されています。その負託に応えるべく財務基盤の強化策の一環として、社協会費の確保及び共同募金の振興を図るとともに、事務局研修等を充実し、組織体制の強化を図ります。

また、地区社協活動については、住民やボランティア、関係機関等との協力を得て、さらなる強化を図るとともに、住民主体で地域福祉活動を推進できる仕組みを構築するとともに社協の認知度の向上並びに市民の理解と協力が得られるよう、社協だよりやホームページ等により「広報啓発活動」の強化を図ります。

### 【重点事業】

#### ○地域福祉活動の財源確保

町内会をはじめ、各地域団体・法人等と連携して、社協会費及び共同募金等の協力者の増加に向けた広報啓発事業を強化し、地域福祉推進財源の確保に努めます。  
地区未加入の世帯に対する協力の強化を図ります。

#### ○地区社協組織の充実

霞ヶ浦地区社協の創設及び地区社協の再編並びに活動事業の見直しにより、地域福祉ニーズに応えるための事業の推進を図ります。

#### ○社協職員の資質向上及び専門職員の育成

社協職員の資質の向上及び福祉専門職員としての自覚と責任の認識を高め研鑽に努めます。

#### ○広報啓発活動の充実強化

親しみやすくわかりやすい社協をめざし、広報啓発活動に努めます。

## 1. 財務・組織体制の強化及び広報啓発活動の推進

財務基盤及び組織体制の強化・充実を図るとともに、親しみやすく分かりやすい社協をめざし、広報啓発活動の推進に努めます。

3-1-①	社協会費（一般会費・特別会費・法人会費）	（自主事業）
	◆各種事業の財源の確保のため、各世帯及び会社・事業所等へ加入依頼を行う。	
【方向性】	◆会費の納入方法の検討や法人・賛助会員の増強をしていく。また、事業の重要性や内容の周知強化をしていく。	

3-1-②	共同募金・歳末たすけあい募金	（自主事業）
	◆事業の財源確保のため、地域住民をはじめ各関係機関へ募金運動を展開する。	
【方向性】	◆戸別募金、法人募金、学校募金、職域募金等を実施していく。また、関係機関との連携や募金運動の実施内容を検討していく。	

3-1-③	市関係及び介護保険等の収入（市補助金・市受託金・市指定管理料・介護保険料）	
	◆社協本来の円滑な事業運営が出来るよう、安定した財源確保に努める。	
【方向性】	◆事業運営の円滑化や財源の確保、行政機関との連携強化に努めていく。	

3-1-④	広報啓発活動	（自主事業）
	◆社協の活動内容や事業情報等を社協だより及びホームページ等を通じて地域住民への周知啓発の徹底を図る。	
【方向性】	◆広報紙に掲載する内容や必要とされている情報等を検討していく。また、ホームページの情報も充実させ、広報紙やホームページを通じ社協の活動を地域住民に周知していく。	

3-1-⑤	研修等の充実による職員の資質向上	（自主事業）
	◆職員研修及び評価システムの導入並びに意識改革により職員の資質向上を図る。	
【方向性】	◆研修については内部研修も含め検討し、職員の資質向上に努めていく。また、評価システムについては内容を検討していく。	

3-1-⑥	専門性の高い職員の育成	（自主事業）
	◆専門性の高い職員を育成し、福祉ニーズに的確に対応出来る体制の充実を図る。	
【方向性】	◆資格取得のための環境づくりを整備し、専門性の高い職員の育成を促進していく。	

3-1-⑦	企画部門の充実	(自主事業)
	◆事業進捗状況の確認、事業評価並びに事業の見直し、及び新規事業の企画立案等を行う企画部門の充実を図る。	
【方向性】	◆組織化を進め、総合的に事業の企画や立案を実施していく。	

3-1-⑧	地区社協組織の充実	(自主事業)
	◆千代田地区は小学校区単位で地区社協が組織され、役員は、区長・民生委員児童委員・ボランティア・学識経験者で構成し、事業を展開しているが、霞ヶ浦地区には、地区社協組織が存在していないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の組織の統一が図られていない状況にある。 地域住民に最も身近な地域福祉の中核的役割を担う地区社協の組織の統一と再構築を念頭に、霞ヶ浦地区の地区社協の創設及び市域全体を中学校区単位（3地区）での地区社協設置を目指すものとする。	
【方向性】	◆千代田地区 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域で必要とされるサービスや独自の事業を検討していく。 ◆霞ヶ浦地区 2地区（下大津地区・牛渡地区）の活動内容を社協広報紙等でPRして、他（4地区）の社協の立ち上げを目指していく。	

# 第5章 計画の推進



## 1 計画の推進体制

本計画の推進体制は次の通りとします。

### ① かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会

かすみがうら市社会福祉協議会が呼びかけ、住民代表、福祉事業者、福祉サービス利用当事者、行政、学識経験者等によりかすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行い、関係機関等への意見・提言を行います。

### ② かすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会

かすみがうら市社会福祉協議会内に、地域福祉関連担当及び地区代表等によるかすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会を設置して、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会に必要な資料提供及び報告を行います。

### ③ 計画推進事務局

かすみがうら市社会福祉協議会内に事務局を置き、総務係が担当します。

## 2 計画の評価

本計画の事業進捗状況の管理及び計画の評価は次の通り行います。

### ① 事業進捗状況の管理

数値項目の目標達成状況の評価指標として、年1回程度、事業担当が進捗状況の管理・評価を行います。数値項目未設置の事業は、計画期間途中で、適宜、設定に努めます。

### ② 計画の評価

かすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会が毎年評価を行い、翌年には、かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会が計画全体の評価を行います。

評価指標は、事業担当の進捗状況の管理・評価、市民アンケート結果等を主要な指標とします。

	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度
第2期計画	推進研究会	推進研究会	推進研究会	推進研究会	推進研究会
	—	—	—	策定委員会	策定委員会
第3期計画	—	—	—	—	策定委員会



# 資料



## I. 社会福祉 法かすみがうら市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 かすみがうら市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の立案作業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 市議会の議員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 関係福祉施設の代表者
- (6) 関係福祉団体の代表者
- (7) 学校行政機関の職員
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者の他、会長が特に必要と認める者。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の立案が完了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

## Ⅱ. かすみがうら市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職	区 分	備 考
1	山 本 哲 也	つくば国際大学准教授	学識経験者	委員長
2	川 島 房 宣	川島医院医院長	〃	
3	額 田 源 衛	市区長会会長	地域住民の 代表者	
4	田 谷 文 子	市議会文教厚生委員会委員長	市議会の議員	
5	久保田 敏 雄	千代田地区民生委員児童委員協議会会長	民生委員 児童委員	
6	坂 稔	霞ヶ浦地区民生委員児童委員協議会会長	〃	
7	仲 澤 朋 子	社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくばセンター長	関係福祉施設 の代表者	
8	木 村 和 弘	社会福祉法人廣山会プルミエールひたち野 グループホーム管理者	〃	
9	伊 藤 禎 子	社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長	〃	
10	根目沢 浩 幸	特定非営利活動法人メロディハウス施設長	〃	副委員長
11	藤 井 藤 吉	市老人クラブ連合会会長	関係福祉団体 の代表者	
12	今 戸 英 一	市障害者福祉会会長	〃	
13	高 崎 正	市ボランティア連絡協議会会長	〃	
14	岡 田 了 子	市教育委員会指導主事	学校行政機関 の職員	
15	吉 田 均	市社会福祉課長	関係行政機関 の職員	
16	幕 内 浩 之	市介護長寿課長	〃	
17	大久保 昌 明	市子ども家庭課長	〃	
18	木 村 俊 夫	市健康づくり増進課長	〃	

### Ⅲ. かすみがうら市地域福祉活動計画策定の審議経過

期 日	会議等	内 容
平成 29 年 12 月 26 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長・副委員長の選任について</li> <li>・ 地域福祉活動計画の目的</li> <li>・ 地域福祉計画等との関係</li> <li>・ 計画の期間</li> <li>・ 計画の策定体制</li> <li>・ 計画のスケジュール</li> <li>・ 事業の現状と課題・今後の方向性</li> </ul>
平成 30 年 1 月 26 日 ～2 月 2 日	各種団体の意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長・副会長による活動内容の調査</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ボランティア連絡協議会</li> <li>老人クラブ連合会</li> <li>手をつなぐ育成会</li> <li>母子寡婦福祉会</li> </ul>
平成 30 年 2 月 7 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期地域福祉活動計画の素案について</li> <li>・ 福祉団体の現状と課題について</li> </ul>
平成 30 年 3 月 9 日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動計画の中間報告について</li> </ul>
平成 30 年 3 月 12 日	地域福祉活動計画書 (資料送付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定委員へ資料配布 (最終確認)</li> </ul>
平成 30 年 3 月 22 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動計画について</li> <li>・ 地域福祉活動計画概要版について</li> </ul>
平成 30 年 3 月 27 日	評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動計画の策定について (報告)</li> </ul>

## 第2期 かすみがうら市地域福祉活動計画

発 行 平成30年3月  
企画・編集 かすみがうら市地域福祉活動計画策定委員会  
社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会

〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷3719番地1

TEL 029-898-2527

FAX 029-898-3523

URL <http://www.kasumigauracity-shakyo.or.jp>

E-mail [info@kasumigauracity-shakyo.or.jp](mailto:info@kasumigauracity-shakyo.or.jp)



(この計画書は再生紙を使用しています)



なまえ：かすみん

由来：「かすみ」は、かすみがうら市の「かすみ」から、多くの人々に親しまれますようお願い考えました。

- 大きく「パァ〜！」と広げた手は、手を取り合い・手をつなぎ・手をさしのべ・手をたすさえなど、「福祉」と考えたときイメージする、いろいろな「手」を表しています。
- 手を取り合って、地域の人々の支え合いで、人間味のある温かい、笑顔あふれる うれあひ豊かな地域づくりの実現を願って考えた、かすみがうら市社会福祉協議会オリジナルのマークです。